

# 衆議院小選挙区選出議員の 選挙区の改定案についての勧告

平成13年12月19日

衆議院議員選挙区画定審議会

平成13年12月19日

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

衆議院議員選挙区画定審議会会長 石 川 忠 雄

衆議院議員選挙区画定審議会設置法の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案について、別紙のとおり勧告する。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の  
改定案についての勧告

衆議院議員選挙区画定審議会

本審議会は、平成12年国勢調査の結果による人口が同年12月22日に公示されて以来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条及び第4条第1項の規定に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を進めてきた。

その結果、次のとおり選挙区の改定案を作成したので、ここに勧告する。

北 海 道

1 第六区、第七区、第十区及び第十二区の区域に次の三選挙区を設ける。

第 六 区

旭 川 市  
士 別 市  
名 寄 市  
富 良 野 市  
上川支庁管内

第 十 区

夕 張 市  
岩 見 沢 市  
留 萌 市  
美 唄 市  
芦 別 市  
赤 平 市  
三 笠 市  
滝 川 市  
砂 川 市  
歌 志 内 市  
深 川 市  
空知支庁管内  
留萌支庁管内

第 十 二 区

北 見 市  
網 走 市  
稚 内 市  
紋 別 市  
宗谷支庁管内  
網走支庁管内

2 第十三区を第七区とする。

秋 田 県

第一区及び第二区の区域に次の二選挙区を設ける。

第 一 区

秋 田 市  
河 辺 郡

第 二 区

能 代 市

大 館 市  
男 鹿 市  
鹿 角 市  
鹿 角 郡  
北 秋 田 郡  
山 本 郡  
南 秋 田 郡

山 形 県

山形県の区域に次の三選挙区を設ける。

第 一 区

山 形 市  
上 山 市  
天 童 市  
東 村 山 郡

第 二 区

米 沢 市  
寒 河 江 市  
村 山 市  
長 井 市  
東 根 市  
尾 花 沢 市  
南 陽 市  
西 村 山 郡  
北 村 山 郡  
東 置 賜 郡  
西 置 賜 郡

第 三 区

鶴 岡 市  
酒 田 市  
新 庄 市  
最 上 郡  
東 田 川 郡  
西 田 川 郡  
飽 海 郡

埼 玉 県

第一区、第四区、第五区及び第十三区の区域に次の五選挙区を設ける。

## 第一区

岩槻市

さいたま市

本庁管内

浦和仲町一丁目、浦和仲町二丁目、浦和仲町三丁目、浦和仲町四丁目、大字島、大字砂、大字三崎、大原一丁目、大原二丁目、大原三丁目、大原四丁目、大原五丁目、大原六丁目、大原七丁目、上木崎一丁目、上木崎二丁目、上木崎三丁目、上木崎四丁目、上木崎五丁目、上木崎六丁目、上木崎七丁目、上木崎八丁目、木崎一丁目、木崎二丁目、木崎三丁目、木崎四丁目、木崎五丁目、岸町一丁目、岸町二丁目、岸町三丁目、岸町四丁目、岸町五丁目、岸町六丁目、岸町七丁目、北浦和一丁目、北浦和二丁目、北浦和三丁目、北浦和四丁目、北浦和五丁目、皇山町、駒場一丁目、駒場二丁目、瀬ヶ崎一丁目、瀬ヶ崎二丁目、瀬ヶ崎三丁目、瀬ヶ崎四丁目、瀬ヶ崎五丁目、太田窪一丁目、太田窪三丁目、大東一丁目、大東二丁目、大東三丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、高砂三丁目、高砂四丁目、常盤一丁目、常盤二丁目、常盤三丁目、常盤四丁目、常盤五丁目、常盤六丁目、常盤七丁目、常盤八丁目、常盤九丁目、常盤十丁目、原山一丁目、原山二丁目、原山三丁目、

原山四丁目、針ヶ谷一丁目、針ヶ谷二丁目、針ヶ谷三丁目、針ヶ谷四丁目、東岸町、東高砂町、東仲町、前地一丁目、前地二丁目、前地三丁目、元町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、本太一丁目、本太二丁目、本太三丁目、本太四丁目、本太五丁目、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目、領家五丁目、領家六丁目、領家七丁目

さいたま市三室支所管内

さいたま市尾間木支所管内

(大字大谷口に属する区域を除く。)

さいたま市美園支所管内

さいたま市片柳支所管内

さいたま市七里支所管内

さいたま市春岡支所管内

さいたま市東大宮出張所管内

砂町二丁目、東大宮一丁目、東大宮二丁目、東大宮三丁目、東大宮四丁目、東大宮五丁目、東大宮六丁目、東大宮七丁目

さいたま市大和田出張所管内

## 第四区

朝霞市

志木市

和光市

新座市

## 第五区

さいたま市

本庁管内

東町一丁目、東町二丁目、天沼町一丁目、天沼町二丁目、植竹町一丁目、植竹町二丁目、上峰一丁目、上峰

二丁目、上峰三丁目、上峰四丁目、円阿弥一丁目、円阿弥二丁目、円阿弥三丁目、円阿弥四丁目、円阿弥五丁目、円阿弥六丁目、円阿弥七丁目、大字上野本郷、大字大成、大字大宮、大字上内野、大字上落合、大字上小村田、大字加茂宮、大字・引、大字今羽、大字下内野、大字下落合、大字下加、大字高鼻、大字土手宿、大字土呂、大字並木、大字奈良瀬戸、大字西内野、大字西本郷、大字西谷、大宮仲町一丁目、大宮仲町二丁目、大宮仲町三丁目、上落合一丁目、上落合二丁目、上落合三丁目、上落合四丁目、上落合五丁目、上落合六丁目、上落合七丁目、上落合八丁目、上落合九丁目、吉敷町一丁目、吉敷町二丁目、吉敷町三丁目、吉敷町四丁目、北袋町一丁目、北袋町二丁目、今羽町、桜丘一丁目、桜丘二丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、下落合五丁目、下落合六丁目、下落合七丁目、下町一丁目、下町二丁目、下町三丁目、寿能町一丁目、寿能町二丁目、新中里三丁目、新中里四丁目、新中里五丁目、鈴谷一丁目、鈴谷二丁目、鈴谷三丁目、鈴谷四丁目、鈴谷五丁目、鈴谷六丁目、鈴谷七丁目、鈴谷八丁目、鈴谷九丁目、浅間町一丁目、浅間町二丁

目、大門町一丁目、大門町二丁目、大門町三丁目、高鼻町一丁目、高鼻町二丁目、高鼻町三丁目、高鼻町四丁目、土手町一丁目、土手町二丁目、土手町三丁目、土呂町、土呂町一丁目、土呂町二丁目、八王子一丁目、八王子二丁目、八王子三丁目、八王子四丁目、八王子五丁目、東大成町一丁目、東大成町二丁目、堀の内町一丁目、堀の内町二丁目、堀の内町三丁目、本郷町、盆栽町、本町西一丁目、本町西二丁目、本町西三丁目、本町西四丁目、本町西五丁目、本町西六丁目、本町東一丁目、本町東二丁目、本町東三丁目、本町東四丁目、本町東五丁目、本町東六丁目、本町東七丁目、宮町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、宮町四丁目、宮町五丁目

さいたま市指扇支所管内

さいたま市馬宮支所管内

さいたま市植水支所管内

さいたま市日進出張所管内

さいたま市宮原出張所管内

さいたま市東大宮出張所管内

砂町一丁目、見沼一丁目、

見沼二丁目、見沼三丁目

さいたま市大宮駅出張所管内

さいたま市三橋出張所管内

さいたま市大戸出張所管内

### 第十三区

春日部市

久喜市

蓮田市

南埼玉郡  
第十五区

蕨市  
戸田市  
さいたま市

第一区及び第五区に属しない  
区域

千葉県

- 1 第三区、第五区、第六区（松戸市馬橋支所管内に属する区域を除く。）、第八区及び第九区の区域に次の六選挙区を設ける。

第三区

千葉市  
緑区  
市原市

第五区

市川市  
本庁管内

市川一丁目、市川二丁目、市川三丁目、市川南一丁目、市川南二丁目、市川南三丁目、市川南四丁目、市川南五丁目、大洲一丁目、大洲二丁目、大洲三丁目、大洲四丁目、大和田一丁目、大和田二丁目、大和田三丁目、大和田四丁目、大和田五丁目、鬼越一丁目、鬼越二丁目、鬼高一丁目、鬼高二丁目、鬼高三丁目、鬼高四丁目、上妙典、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、高谷、高谷一丁目、高谷二丁目、高谷三丁目、高谷新町、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、新田四丁目、新田五丁目、菅野一丁目、菅野二丁目、菅野三丁

目、菅野四丁目、菅野五丁目、菅野六丁目、高石神、田尻、田尻一丁目、田尻二丁目、田尻三丁目、田尻四丁目、田尻五丁目、稻荷木一丁目、稻荷木二丁目、稻荷木三丁目、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、原木、原木一丁目、原木二丁目、原木三丁目、原木四丁目、東大和田一丁目、東大和田二丁目、東菅野一丁目、東菅野二丁目、東菅野三丁目、東浜一丁目、平田一丁目、平田二丁目、平田三丁目、平田四丁目、二俣、二俣一丁目、二俣二丁目、二俣新町、北方町四丁目、真間一丁目、真間二丁目、真間三丁目、南八幡一丁目、南八幡二丁目、南八幡三丁目、南八幡四丁目、南八幡五丁目、本北方一丁目、本北方二丁目、本北方三丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡六丁目、若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目

行徳支所管内

浦安市

第六区

市川市

第五区に属しない区域

松戸市

本庁管内

常盤平支所管内

六実支所管内

矢切支所管内

東部支所管内

第八区

柏市

我孫子市

第九区

千葉市

若葉区

佐倉市

四街道市

八街市

第十三区

鎌ヶ谷市

印西市

白井市

東葛飾郡

沼南町

印旛郡

- 2 松戸市馬橋支所管内の区域のうち従前の第六区に属する区域を第七区に加える。

東京都

- 1 第十八区及び第二十二区の区域に次の二選挙区を設ける。

第十八区

武蔵野市

府中市

小金井市

第二十二区

三鷹市

調布市

狛江市

稲城市

- 2 足立区古千谷本町一丁目、古千谷本町二丁目及び古千谷本町三丁目の区域のうち第十二区に属する区域を同区から除き、第十三区に加え、足立区舎人公園の区域のうち第十三区に属する区域を同区から除き、第十二区に加える。

神奈川県

- 1 第七区、第八区及び第九区の区域に次の四選挙区を設ける。

第七区

横浜市

港北区

都筑区

第八区

横浜市

緑区

青葉区

第九区

川崎市

多摩区

麻生区

第十八区

川崎市

高津区

宮前区

- 2 第十四区及び第十六区の区域に次の二選挙区を設ける。

第十四区

相模原市

本庁管内

橋本出張所管内

大野北出張所管内

大野中出張所管内

大野南出張所管内

大沢出張所管内

田名出張所管内

上溝出張所管内

東林出張所管内

第十六区

相模原市

第十四区に属しない区域

厚木市

伊勢原市

愛甲郡

津久井郡



## 新潟県

平成13年1月1日に新潟市に編入された旧西蒲原郡黒埼町の区域を第二区から除き、第一区に加える。

## 静岡県

- 1 第四区、第五区、第六区及び第七区の区域に次の三選挙区を設ける。

### 第四区

清水市  
富士宮市  
富士郡  
庵原郡

### 第五区

三島市  
富士市  
御殿場市  
裾野市  
田方郡  
伊豆長岡町

函南町  
駿東郡

小山町

### 第六区

沼津市  
熱海市  
伊東市  
下田市  
賀茂郡  
田方郡

修善寺町  
戸田村  
土肥町  
韮山町  
大仁町

天城湯ヶ島町

中伊豆町

駿東郡  
清水町  
長泉町

- 2 浜松市半田山二丁目、半田山三丁目、半田山五丁目及び半田山六丁目の区域のうち第九区に属する区域を同区から除き、第八区に加え、浜松市初生町の区域のうち第八区に属する区域を同区から除き、第九区に加える。

- 3 第九区を第七区とする。

## 愛知県

第四区、第五区、第六区及び第十区の区域に次の四選挙区を設ける。

### 第四区

名古屋市  
瑞穂区  
熱田区  
港区  
南区

### 第五区

名古屋市  
中村区  
中川区  
西春日井郡

### 第六区

春日井市  
犬山市  
小牧市

### 第十区

一宮市  
江南市  
岩倉市  
丹羽郡  
葉栗郡

## 三重県

四日市市中部地区市民センター管内の区域のうち大字野田に属する区域を第二区から除き、第三区に加える。

## 滋賀県

第二区及び第三区の区域に次の三選挙区を設ける。

### 第二区

彦根市  
長浜市  
愛知郡  
犬上郡  
坂田郡  
東浅井郡  
伊香郡

### 第三区

草津市  
守山市  
栗東市  
野洲郡

### 第四区

近江八幡市  
八日市市  
甲賀郡  
蒲生郡  
神崎郡

## 大阪府

堺市西支所管内の区域のうち第十六区に属する区域を同区から除き、第十七区に加える。

## 島根県

島根県の区域に次の二選挙区を設ける。

### 第一区

松江市  
安来市  
平田市  
八束郡  
能義郡  
仁多郡  
大原郡  
隠岐郡

## 第二区

浜田市  
出雲市  
益田市  
大田市  
江津市  
飯石郡  
簸川郡  
邇摩郡  
邑智郡  
那賀郡  
美濃郡  
鹿足郡

## 徳島県

徳島県の区域に次の三選挙区を設ける。

### 第一区

徳島市  
名東郡

### 第二区

鳴門市  
板野郡  
阿波郡  
美馬郡  
脇町  
美馬町  
三好郡

### 第三区

小松島市  
阿南市  
勝浦郡  
名西郡  
那賀郡  
海部郡  
麻植郡  
美馬郡  
半田町  
貞光町  
一宇村

穴吹町  
木屋平村

## 高知県

高知県の区域に次の三選挙区を設ける。

### 第一区

#### 高知市

上町一丁目、上町二丁目、上町三丁目、上町四丁目、上町五丁目、本丁筋、水通町、通町、唐人町、与力町、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、升形、帯屋町一丁目、帯屋町二丁目、追手筋一丁目、追手筋二丁目、廿代町、永国寺町、丸ノ内一丁目、丸ノ内二丁目、中の島、九反田、菜園場町、農人町、城見町、堺町、南はりまや町一丁目、南はりまや町二丁目、弘化台、桜井町一丁目、桜井町二丁目、はりまや町一丁目、はりまや町二丁目、はりまや町三丁目、宝永町、弥生町、丸池町、小倉町、東雲町、日の出町、知寄町一丁目、知寄町二丁目、知寄町三丁目、青柳町、稻荷町、若松町、高埴、杉井流、北金田、南金田、札場、南御座、北御座、南川添、北川添、北久保、南久保、海老ノ丸、中宝永町、南宝永町、二葉町、入明町、洞ヶ島町、寿町、中水道、幸町、伊勢崎町、相模町、吉田町、愛宕町一丁目、愛宕町二丁目、愛宕町三丁目、愛宕町四丁目、大川筋一丁目、

大川筋二丁目、駅前町、相生町、江陽町、北本町一丁目、北本町二丁目、北本町三丁目、北本町四丁目、栄田町、新本町一丁目、新本町二丁目、昭和町、和泉町、塩田町、比島町一丁目、比島町二丁目、比島町三丁目、比島町四丁目、井口町、平和町、三ノ丸、宮前町、西町、大膳町、山ノ端町、桜馬場、城北町、北八反町、宝町、小津町、越前町一丁目、越前町二丁目、新屋敷一丁目、新屋敷二丁目、八反町一丁目、八反町二丁目、東城山町、城山町、東石立町、石立町、玉水町、縄手町、鏡川町、下島町、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、赤石町、中須賀町、旭駅前町、元町、南元町、旭上町、水源町、本宮町、上本宮町、大谷、岩ヶ淵、鳥越、塚ノ原、西塚ノ原、長尾山町、旭天神町、佐々木町、北端町、山手町、横内、口細山、尾立、蓮台、福井町、福井扇町、福井東町、土居町、役知町、潮新町一丁目、潮新町二丁目、仲田町、北新田町、新田町、南新田町、梅ノ辻、棧橋通一丁目、棧橋通二丁目、棧橋通三丁目、棧橋通四丁目、棧橋通五丁目、棧橋通六丁目、天神町、筆山町、塩屋崎町一丁目、塩屋崎町二丁目、百石町一丁目、百石町二丁目、百石町三丁目、百石町四丁目、南ノ丸町、南竹島町、竹島町、北竹島町、北高見町、高見町、六泉寺町、

孕東町、孕西町、深谷町、南  
中山、北中山、幸崎、小石木  
町、大原町、河ノ瀬町、南河  
ノ瀬町、萩町一丁目、萩町二  
丁目、高須、葛島一丁目、葛  
島二丁目、葛島三丁目、葛島  
四丁目、高須新町一丁目、高  
須新町二丁目、高須新町三丁  
目、高須新町四丁目、布師田、  
一宮、薊野、重倉、久礼野、  
愛宕山、前里、東秦泉寺、中  
秦泉寺、三園町、西秦泉寺、  
北秦泉寺、宇津野、三谷、七  
ツ淵、加賀野井一丁目、加賀  
野井二丁目、愛宕山南町、秦  
南町一丁目、秦南町二丁目、  
東久万、中久万、西久万、南  
久万、万々、中万々、南万々、  
柴巻、円行寺、一ツ橋町一丁  
目、一ツ橋町二丁目、みづき  
一丁目、みづき二丁目、みづ  
き三丁目、みづき山、朝倉甲、  
朝倉乙、朝倉丙、朝倉丁、朝  
倉戊、朝倉己、宗安寺、行川、  
針原、上里、領家、唐岩、曙  
町一丁目、曙町二丁目、朝倉  
本町一丁目、朝倉本町二丁目、  
若草町、若草南町、鵜来巢、  
槇山町、針木東町、大谷公園  
町、朝倉南町、朝倉横町、朝  
倉東町、朝倉西町一丁目、朝  
倉西町二丁目、針木北一丁目、  
針木北二丁目、針木本町、針  
木南、針木西、鴨部、神田、  
鴨部高町、鴨部上町、鴨部一  
丁目、鴨部二丁目、鴨部三丁  
目、大津甲、大津乙

## 第 二 区

高 知 市

第一区に属しない区域

室 戸 市  
安 芸 市  
南 国 市  
安 芸 郡  
香 美 郡  
長 岡 郡  
土 佐 郡  
吾 川 郡  
春 野 町  
第 三 区  
土 佐 市  
須 崎 市  
中 村 市  
宿 毛 市  
土佐清水市  
吾 川 郡  
伊 野 町  
池 川 町  
吾 川 村  
吾 北 村  
高 岡 郡  
幡 多 郡

## 佐 賀 県

佐賀県の区域に次の三選挙区を設  
ける。

### 第 一 区

佐 賀 市  
鳥 栖 市  
神 埼 郡  
千代田町  
三 養 基 郡

### 第 二 区

鹿 島 市  
佐 賀 郡  
神 埼 郡  
神 埼 町  
三田川町  
東脊振村  
脊 振 村

三瀬村  
小城郡  
杵島郡

北方町  
大町町  
江北町  
白石町  
福富町  
有明町

藤津郡  
第三区

唐津市  
多久市  
伊万里市  
武雄市  
東松浦郡  
西松浦郡  
杵島郡  
山内町

熊本県

熊本市出水七丁目の区域のうち第二区に属する区域を同区から除き、第一区に加える。

大分県

大分県の区域に次の三選挙区を設ける。

第一区

大分市

第二区

日田市  
佐伯市  
臼杵市  
津久見市  
竹田市  
大分郡  
北海部郡  
南海部郡  
大野郡

直入郡  
玖珠郡  
日田郡

第三区

別府市  
中津市  
豊後高田市  
杵築市  
宇佐市  
西国東郡  
東国東郡  
速見郡  
下毛郡  
宇佐郡

沖縄県

沖縄県の区域に次の四選挙区を設ける。

第一区

那覇市  
島尻郡  
仲里村  
具志川村  
渡嘉敷村  
座間味村  
粟国村  
渡名喜村  
南大東村  
北大東村

第二区

宜野湾市  
浦添市  
中頭郡  
読谷村  
嘉手納町  
北谷町  
北中城村  
中城村  
西原町

第三区

石 川 市  
具 志 川 市  
名 護 市  
沖 縄 市  
国 頭 郡  
中 頭 郡  
    与那城町  
    勝 連 町  
島 尻 郡  
    伊平屋村  
    伊是名村  
第 四 区  
平 良 市  
石 垣 市  
糸 満 市  
島 尻 郡  
    豊見城村  
    東風平町  
    具志頭村  
    玉 城 村  
    知 念 村  
    佐 敷 町  
    与那原町  
    大 里 村  
    南風原町  
宮 古 郡  
八 重 山 郡

- 備考 1 行政区画その他の区域は、平成13年12月19日現在による。
- 2 ここに記載していない選挙区については、従前の区域とする。
- 3 「本庁管内」とは、市又は区の支所又は出張所の所管区域に属しない区域をいう。